

専決処分の承認を求めることについて

（武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

上記の議案を提出する。

令和7年5月22日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

専決処分の承認を求めることについて

（武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを市議会に報告し、承認を求める。

専決処分書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

武蔵野市長 小美濃 安 弘

（専決理由）

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）の施行による地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴う武蔵野市国民健康保険条例（昭和34年3月武蔵野市条例第4号）の一部改正について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、専決処分するものである。

武蔵野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

武蔵野市国民健康保険条例（昭和34年3月武蔵野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

改正前	改正後	説明
（保険税の減額） 第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第8条第2項本文の基礎課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からハに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) （略） (2) 地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の	（保険税の減額） 第16条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第8条第2項本文の基礎課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が24万円を超える場合には、24万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からハに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。 (1) （略） (2) 地方税法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の	

ついて適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（改正理由）

地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（令和7年政令第119号）の施行による地方税法施行令（昭和25年政令第245号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。